

寄付月間 2023 ～Giving December～ 賛同企画募集要項

1) 寄付月間の趣旨

寄付月間とは、寄付者に感謝し、寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけともなる「月間」であり、期間は12月の1か月間である。経済界、メディア、NPO、行政等寄付に係る主な関係者が連携して別途設置する推進委員会を中心に、普及広報活動を実施し、各事業主体や法人が上記に関する自主的な取組を行うことを推進する。

2) 賛同企画制度の概要

賛同企画とは、リードパートナー、賛同パートナーが寄付月間に賛同し企画・実施するものである。寄付月間に関連し、趣旨に合致するイベント、シンポジウム、講演会、キャンペーン、寄付募集について、賛同企画として、ロゴの提供、寄付月間HP上での告知、プレスリリースなどを行う。12月の寄付月間終了後、それまでに実施された賛同企画（※）を対象に寄付月間大賞として表彰を行う。

（※）賛同企画の実施対象期間は10月から3月まで。

3) 賛同企画の対象

【実施内容】

- ①寄付に関するシンポジウム、講演、イベント、表彰、作品募集、劇、調査、広報、小冊子
- ②寄付募集のプラットフォームの寄付募集キャンペーン
- ③寄付につながるチャリティイベントやチャリティキャンペーン、寄付付き商品
- ④寄付をテーマにしたWebサイトやSNS、動画による情報発信や周知啓発
- ⑤特定の団体による自団体を対象とした寄付募集
- ⑥特定の団体による自団体の寄付者に対する感謝の集い
- ⑦その他寄付月間の趣旨及び賛同企画制度として適切であると事務局が認めたもの

【対象期間】

2023年10月から2024年3月までに実施されるもの

4) 主催者の条件

リードパートナー、賛同パートナー（以下、賛同パートナー等）になっていること

- ・個人、法人問わず、賛同パートナー等になっている。
- ・賛同パートナー等への申請中も応募可能。
- ・主催者が実行委員会形式の場合は、委員会を結成している主要な団体の一つ以上が賛同パートナー等になっている。
- ・個人同士によるプロジェクト形式で主催する場合は、責任者が代表して個人として応募する。（責任者が個人の賛同パートナー等になっていることが必要）

5) 応募方法

- ①主催団体は、別途定める申請フォームからエントリーする。

※企画はエントリー後、寄付月間賛同企画として自団体のサイト等でPR可能とする。

②ただし、寄付月間共同事務局において確認のうえ、寄付月間の趣旨に合致していないと判断した場合は、エントリーを取り消すものとする。

その場合は、エントリーから2週間程度で主催団体に通知を行う。

③賛同企画のエントリー時に、希望者は寄付月間ウェブサイトの寄付月間カレンダー（「寄付月間にアクションする」）に掲載する情報（バナー画像も使用可）もあわせて入力する。

※バナー画像は、jpg形式またはpng形式で、幅250px高さ140px

※後から提出も可

※自団体の寄付募集は対象外

④事前に申請エントリーフォームの内容を閲覧し、応募時に必要な情報や画像の条件を確認し、文章等を準備した上で、応募する。

※セキュリティの関係で申請エントリーフォーム（Googleフォーム）を閲覧・入力することが出来ない場合は、共同事務局までお知らせください。別途、PDFや入力用のExcelをお送りします。

⑤応募は以下のエントリーフォームより入力する。

【申請エントリーフォーム（画像提出あり）】

<https://forms.gle/isFhP28HCDLQ6V9JA>

※Googleのアカウントが必要になります

【申請エントリーフォーム（画像提出なし）】

<https://forms.gle/LssDCVKQH3ZbHvmc8>

※画像は別途メールでお送りください。

6) エントリー受付期間

2023年9月6日（水）～2023年12月18日（月）（期間中、随時受付）

7) 寄付月間共同事務局による確認基準

原則、賛同パートナー・リードパートナーが企画し、寄付月間に賛同した企画であればエントリーを受け付ける。エントリー後、寄付月間共同事務局にて確認を行い、寄付月間の趣旨に合致していないと判断した場合は賛同企画の対象外とする。

エントリーされた企画については、以下の基準に基づき確認を行う。

- ・賛同パートナー等が主催者となっている企画であること（賛同パートナー等への申請中でもエントリー可）
- ・寄付月間の趣旨に賛同していること
- ・「3）公式認定企画の対象」に挙げた賛同企画の対象であると認められること
- ・活動や事業の内容の報告に努めていること（ホームページ等にて、公表されていること）
- ・寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
- ・反社会的勢力との関わりが無いこと
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと
- ・エントリー情報に関して虚偽の内容ではないこと

8) 実施報告書の提出義務

2024年1月末までに、実施報告書を共同事務局に提出すること。なお、12月以降も実施している賛同企画については、12月までの実施内容について2024年1月末までに中間報告書を提出し、企画終了後1カ月以内に実施報告書を提出すること。
実施報告書は、共同事務局が用意する実施報告フォーム（Google フォーム、もしくは Excel）に入力する。

9) 賛同企画のメリット

- ・自団体のサイトやイベント時に「寄付月間賛同企画」という呼称や寄付月間のロゴを使用して、PRすることができる。
- ・寄付月間のウェブサイトの寄付月間カレンダー（「寄付月間にアクションする」）にて、賛同企画として紹介する（希望者のみ）。但し、自団体を対象とした寄付募集は掲載対象外とする。
- ・寄付月間のロールバナー（イベント会場で設置する展示物）をイベント実施中に使用可能（予約制）。
- ・希望者にオリジナルポスター（A0サイズ）を提供（数量限定）。
- ・寄付月間に関するPRツール（Zoom 背景画像やプレゼン資料など主にデジタル素材）を提供。
- ・賛同企画を対象に寄付月間大賞を実施し、特に優れた企画を表彰する。

お問い合わせ先

寄付月間共同事務局 info@giving12.jp

※共同事務局は、推進委員有志の所属団体の職員等で構成されております。お問い合わせ等につきましては、メールにてご連絡お願いいたします。

寄付月間 2023 年 2023 年 8 月 31 日